

地域女性活躍推進交付金（つながりサポート型）の
審査基準について

〔 令和 3 年 6 月 1 5 日 〕
地域女性活躍推進交付金審査会

標記については、下記の方針により審査する。

記

- 1 地域女性活躍推進交付金「つながりサポート型」（以下「交付金」という。）は、幅広く女性全般を対象としたものであり、例えば、DV、子育てなど、特定の属性に限定して実施する事業や男性を対象とする事業は認めない。
ただし、男性を対象とする職員への研修等は例外とする。
- 2 困難や不安を抱える女性・女の子たちに寄り添った相談支援の一環として生理用品等の提供を行うことを可能としていることから、物品の提供が主となっている事業は、原則として認めない。
相談支援の一環として提供する物品については、購入経費が総事業費の5割以上を占めている場合は、原則として5割未満とする。
- 3 食料品・一般生活用品を提供する事業については、原則として認めない。
ただし、居場所の提供等に伴う軽食等の提供、感染症対策としてのアルコール消毒やマスク等は、例外とする。
- 4 備品購入費については、単年度事業であることから、原則としてリース、レンタル等賃借とする。
ただし、購入した方が著しく安価となる場合には例外とする。
- 5 改修に係る経費は、交付要綱上、「軽微なものに限る」としており、事業遂行上、真に必要かつ軽微なものに限り認める。
- 6 高額な講師謝金（事業費 50 万円（交付金 25 万円）を超える部分）は認めない。
- 7 広報、啓発については、支援が必要な女性、女の子を支援につなげるために効果的なものを認める。